

居宅介護支援重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援サービス提供にあたり、当該事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

介護保険法を遵守し、公平中立な居宅介護支援の提供を目指し、利用者の方が安心して在宅で生活していけるよう、利用者や家族の意見を取り入れ、また各個人の心身の状態に応じて居宅サービス計画を作成することを目的としています。

2-1 事業者概要

名称 株式会社タイオン 365
所在地 岡山市北区西古松西町 8-17 スタックⅡビル
代表者 代表取締役 藤井 大温
電話番号 086-250-0310

2-2 事業所概要

名称 タイオンケアプラン早島
所在地 都窪郡早島町早島 1935-2 リバーサイド早島 A102
管理者 塩田 由紀子
電話番号 086-480-1365
FAX 086-480-1366
指定年月日 令和 7年 5月 1日
指定事業所番号 3372600373

3 当事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	事業所の指定基準	計
管理者	介護支援専門員	1名		1名	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	名	名	名	名

4 営業日及び営業時間

営業日、営業時間	月曜日～金曜日（9:00～18:00）
休業日	国民の祝日、8/13～8/15、12/30～1/3
営業時間外の緊急連絡先	086-480-1365

5 通常の事業実施地域

早島町、倉敷市、岡山市（旧御津町、旧建部町、旧瀬戸町を除く）

6 サービスの概要

① 居宅サービス計画の作成

- ・ 利用者のお宅に訪問し、利用者やご家族にお話をお伺いし、解決すべき問題を把握します。
- ・ 利用者の意思に基づいた公平中立な居宅介護支援を行う為に、ケアプラン作成時に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を行い、サービスの内容等の情報を適切に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択をしていただきます。
- ・ 複数のご自宅周辺地域における、居宅サービス事業者が実施している提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

- ・ 居宅サービス計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと保険給付の対象とならないサービス(自己負担)を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その同意をいただくようにします。
 - ・ 居宅サービス計画の原案は、利用者やその家族と協議した上で、必要があれば変更を行い、その場合には利用者からの文書による同意を得ます。
- ② 居宅サービス事業者や地域包括支援センター等との連携・調整
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者や地域包括支援センター等と連携をとり連絡調整を行います。
 - ・ 利用者が介護保健施設等への入居又は入院を希望された場合には、利用者に介護保健施設等の紹介やその他の援助を行います。
- ③ サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の評価
- ・ 利用者やその家族と、毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。
 - ・ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価や変更を行います。
 - ・ 利用者の状況把握のため、少なくとも月1回はご自宅を訪問します。
※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で、利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することがあります。
- ④ 相談・説明
- ・ 介護保険や介護に関する事は、誠意を持ってご相談に応じます。
- ⑤ 主治の医師及び医療機関等との連携
- ・ 利用者が健康に安心して生活できるよう、当該事業所は主治の医師や医療機関に対し、疾患に対する情報について必要に応じ連絡をとり、連携を図っていきます。
その為に、入院や受診時等には、医療機関へ担当介護支援専門員の事業所名や氏名、連絡先を伝えるようにお願いいたします。
- ⑥ 財産管理・権利擁護への対応及び成年後見制度への活用支援
- ・ サービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて連絡などを行います。
また、適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の活用や関係機関の紹介などの支援を行います。
- ⑦ 居宅サービス計画の変更
- ・ 居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者及び家族の意見を尊重し、合意の上居宅サービス計画の変更を行います。
- ⑧ 要介護認定にかかる申請の援助
- ・ 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。
 - ・ 利用者の要介護認定有効期間満了の30日前には、要介護認定の更新認定に必要な協力を行います。
- ⑨ サービス提供記録の閲覧・交付・保管
- ・ 利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し複写物の交付を受ける事が出来ます。
 - ・ 指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

⑩ 内容及び手続の説明及び同意

- ・ 利用者は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能であり、また当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事ができます。

7 質の高いマネジメントの提供

- ・ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着通所介護・福祉用具貸与の各サービスの割合及び、前6カ月間に作成したケアプランに位置付けた、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスのうち、同一事業者によって提供されたものの割合について利用者に説明を行い、理解を得るよう努めます。

8 利用料

- ・ 当事業所の居宅介護支援については、原則として利用者の負担はいたしません。すべて保険給付となりますが、保険料滞納等によりお支払いいただく場合もございますので、利用料金表をご参照ください。

9 事故発生時の対応方法及び損害賠償について

- ・ 当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を行います。
- ・ 当事業所が、指定居宅介護支援の提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、契約書本文第16条に基づき、速やかに損害賠償を行います。
- ・ 当事業所は、以下の内容で損害賠償保険に加入しております。

加入保険名	東京海上日動火災保険株式会社 介護事業者賠償責任補償
保険の内容	「対人・対物賠償」「人格権侵害」「経済的損失」など

10 苦情解決体制の整備及び相談窓口

- ・ 当事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、必要な措置を講じ、指定居宅介護支援の提供に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導に従って必要な改善を行います。
- ・ 事業者は、提供した指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- ・ サービスに関する相談や苦情については、速やかに対応を行います。下記までご連絡ください。

担当	塩田 由紀子
電話番号	086-480-1365
FAX番号	086-480-1366
対応時間	月～金 9時～18時まで
緊急連絡先	086-480-1365

- ・ 次の公的機関においても、苦情や相談に応じています。

早島町健康福祉課	岡山県都窪郡早島町前湯360-1	電話:086-482-2483
倉敷市介護保険課	岡山県倉敷市西中新田640	電話:086-426-3343
岡山市介護保険課	岡山市北区鹿田町 1-1-1	電話:086-803-1240
岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町 17-5	電話:086-223-8811

11 業務継続計画の策定等

- ・ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・ 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ・ 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13 身体拘束の適正化

- ・ 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

14 虐待防止の為の措置について

- ・ 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止の為、次の措置をとっていきます。
 - ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。
 - ② 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
 - ④ 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。
虐待の防止に関する責任者:塩田 由紀子
 - ⑤ その他虐待防止のために必要な措置をとっていきます。
- ・ 事業者は指定居宅介護支援の提供に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報いたします。

15 ハラスメント対策

- ・ 事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、研修を実施し職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ・ 利用者が事業所の職員に対し行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

16 秘密の保持と個人情報の保護について

- ・ 事業者は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ・ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

※ 利用料金について

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

要介護度区分	要介護1・2	要介護3～5
取扱い件数区分 介護支援専門員1人に当りの利用者数が45人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 10,860円	居宅介護支援費Ⅰ 14,110円
〃 45人以上60人未満の場合において、40以上の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,270円	居宅介護支援費Ⅱ 6,830円
〃 60人以上の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,160円	居宅介護支援費Ⅲ 4,100円

	加算	加算額	算定要件及び回数等	
要介護度による区分なし	初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合、要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に、居宅サービス計画を作成する場合。	
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	介護支援専門員が、入院した日のうちに病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	介護支援専門員が、入院した日の翌日又は翌々日に、病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。	
	退院・退所加算	連携 1回	カンファレンス参加有:6,000円 ・ カンファレンス参加無:4,500円	
		連携 2回	カンファレンス参加有:7,500円 ・ カンファレンス参加無:6,000円	
		連携 3回	カンファレンス参加有:9,000円	
		※医療機関や介護保険施設等、退院、退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって、医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で、ケアプランを作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。		
	通院時情報連携加算	500円	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合。	
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。1月に2回を限度として算定できること。	
	特定事業所加算Ⅰ	5,190円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催する事。」「法定研修等における実習受け入れ事業所となる人材育成への協力体制の整備」「他法人が運営する居宅介護支援事業者との共同の事例検討会・研究会を実施」「地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加」などの厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。(一月につき)	
特定事業所加算Ⅱ	4,210円			
特定事業所加算Ⅲ	3,230円			
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	24時間連絡が取れる体制を確保し、在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の意向を把握した上で、利用者や家族の同意を得た上で死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治医の助言を得、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、支援を実施した場合等に算定する。		

年 月 日

事業者は、利用者への居宅介護支援の提供開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者 岡山市北区西古松西町 8-17
株式会社タイオン 365 代表取締役 藤井 大温 印

事業所 都窪郡早島町早島 1935-2 リバーサイド早島 A102
タイオンケアプラン早島 管理者 塩田 由紀子 印

説明者 印

1. 私は、居宅サービス計画の作成を貴事務所に依頼します。
2. 私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについて重要事項について説明を受け、確認し同意しました。
3. 私がよりよい居宅サービス等を利用出来るよう、サービス担当者会議等で必要な場合には、私及び私の家族の個人情報を必要不可欠な範囲内で使用する事に同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族及び代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

(利用者との続柄: _____)